

平成 22 年度まちづくり懇談会会議録【河城地区】

日 時 平成 22 年 8 月 18 日 19:00 ~ 21:26

会 場 河城地区センター

参加者 65 人

市長・副病院長から「みんなで進める安全・安心なまちづくり」と題した説明のあと、参加者の皆さまとの懇談(質疑応答)に入りました。

(1)病院・地域医療に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

和田自治会より:回復期リハビリテーション病棟について

回復期リハビリテーション病棟の新設の背景には、在院日数の短縮化(最近の医療情勢)をフォローし、患者が安心して帰宅、社会復帰できるようにとの思いが込められているものと思う。そのような思いがどのような具体例、あるいは数字に表れているのか。

市立総合病院からのお答え

国の医療政策は、長期入院主体から在宅療養主体へ方針が転換され、入院在院日数は短くなる傾向にあり、病気そのものの治療が終われば退院し、病気で弱った体が回復できないままに在宅療養・施設入所といった流れが強くなっています。

そのような中、当院におきましては、退院後の在宅療養を支援するために、その中間的な施設として回復期リハビリテーション病棟を開設しました。この病棟の導入で、以前なら早期に退院せざるを得なかった患者様が、最大で3ヶ月から6ヶ月間入院して、リハビリを受けていただき、在宅復帰にむけた支援体制を整えました。

リハビリテーション病棟には、1日平均で30人弱の患者様が入院をされ、リハビリを行っています。病棟では1日に40分以上のリハビリを実施することが基準となっていますが、当院では平均しますと90分以上のリハビリを実施しており、退院後の在宅復帰率は、ここ半年間におきます平均で約90%と、基準の60%を大きく上回っており、一定の成果を上げているものと考えております。

吉沢自治会より:家庭医について

従来から「かかりつけ医」を持ちなさいと指導されてきました。今回、菊川市立総合病院が考えている家庭医とは係わりはあるのか。

市立総合病院からのお答え

「かかりつけ医」は、ご自身やご家族の生活環境・健康状態を把握していて、健康についても相談にのってもらえるお医者さんで、開業医の先生方にはそれぞれの地域で、大きな役割を担っていただいております。

家庭医は、先ほど説明しましたとおり「家族ぐるみのかかりつけ医」で、赤ちゃんから妊婦さん、お年寄りまで、家族の健康を心理面や社会面にも配慮し、幅広い診療を行います。開業医の先生と家庭医は、共に地域住民の「かかりつけ医」としての役割を担っていただきますが、家庭医の大きな特徴は、グループ体制(チーム)で診療を行うことです。

医師1名では、在宅ケアなどに24時間・365日対応することは困難であります。このプロジェクトを順調に進めることができれば、3年後には10人程度の家庭医による診療体制が整う予定です。将来的には、特定の科に限定しない外来診療や救急診療を行うとともに、在宅ケアを24時間・365日行うことを目指しています。

潮海寺自治会より:コンピューターサポート要員について

電子カルテを導入して便利になるはずだったが、先生の中には不得手な方もいるのでサポート要員をつけたらどうか。

市立総合病院からのお答え

6月1日から外来の電子カルテを導入しましたが、導入後操作の不慣れなことや、システム面での不具合や混乱により、待ち時間が通常より長くなってしまったことで、皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。長い待ち時間の背景には、常勤医師約30名という少ない中で、毎日約600人の外来患者と200人弱の入院患者、そして24時間の救急対応という厳しい診療体制の現実もあります。実際、医師が外来での診療を行っている際にも、救急患者や病棟の急変患者に対応するため、中断することもしばしばあり、このことも診療の遅れや長い待ち時間の一因にもなっています。

ご意見をいただきました医師のサポート要員につきましては、一部運用を実施しておりますが、今後も待ち時間の短縮につながるよう、外来業務全体を通して検討を進めてまいります。

潮海寺自治会より:非常勤医師の募集について

市民病院の内科を、市内の開業医の先生に非常勤として手伝っていただくよう声掛けをしたらどうか。(看護師や事務員も含めて)

市立総合病院からの答え

次に、市内の開業医の先生にお手伝いをしていただいたらとのご提案であります
が、市民の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、当院内科医師の減少により
医師の負担が増し、疲弊が大きな問題となり、昨年度から内科につきましては初
診の紹介制度を導入させていただきました。

限られた医師数で、初期医療から重症患者まで全てを対応することは困難な状況
から、先に開業医の先生に診ていただくというもので、非常勤とは違う形ではあり
ますが、開業医の先生方には大変ご協力をいただいております。今後も開業医の先
生方との病診連携、近隣病院との協力・連携体制を強化し、地域医療の充実を図り
たいと考えております。

会場からのご意見・ご質問

和田 男性:

回復期のリハビリテーション病棟はうまく回転していると判断してよいか。

副院長:

機能はしているが、まだ改善の余地はあると思います。現状に満足することなく
改善できるところは改善していきたいと考えています。

和田 男性:

家庭医は、出産まで担当するとの説明であったが、家庭医療センターでお産も行
うのか。産婦人科医師が少ないことは大きな問題である。安心して妊婦さんが受診
できる体制が整うのか。

副院長:

出産も対応が可能となります。家庭医療センターの外来で診て、状況によって菊
川病院へ紹介する体制を整えます。出産は菊川病院で行うこととなります。

倉沢 男性:

慢性的な医師不足ということであるが、お茶を飲んでいるため健康を維持し、病

院への受診率が下がり、結果として医師が少数でも対応ができているのか。

副院長:

菊川病院でも耳鼻科で「べにふうき」を使い治療を行っていますが、地域特性として受診率が低くなっていることはありません。ただ、単に東京など大都市に集中し、医師がこの地域に来ない状況があります。この地域の健康度が高いわけではありません。

吉沢 男性:

医師不足については、開業医も含めてであると思うが、今一度説明をお願いしたい。

副院長:

菊川病院だけでなく開業医も少ない状況です。菊川病院の医師が 28 名。開業医の先生が開いている診療所は市内で 18 診療所。この内、内科を標榜している診療所は 9。この地域の開業医の先生は、大変協力的で、以前 17 時以降の当直を開業医の先生に依頼する構想もあり、先生方の協力は得られたが、他の医師会との関係で実施できなかった経緯もありました。

市議会議員:

菊茶香ネットの説明の中で、救急医療も対応すると説明されたが、どの程度の救急を扱うのか。

副院長:

例えば、カッターナイフでの切創や発熱など、全てを菊川病院の救急で対応することは困難です。一次救急は、家庭医・開業医の先生にお願いし、重大な二次救急は、救急車で菊川病院にきて対応することになります。

(2)まちづくり全般に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

和田自治会より:消防広域化と河城地区について

平成22年6月9日の新聞から

- ・菊川、掛川、御前崎市の3市(東遠地域)で1本部
- ・通信指令業務は中遠(2市1町)と共同運用。
- ・今後、人材や整備の配置、本部の設置場所など具体的な運営計画を策定し、

2012年を目標に消防の広域化を実現する。

議会だよりから

- ・位置、規模については平成21年度中に結論を出していきたい。(平成21年12月)
- ・検討委員会において、市北端部や市周辺部への配慮や広域化の動向も踏まえ早急に結論をだす。(平成22年2月)

上記の経緯から

広域消防の具体案は？ ア 本署はどこ イ 支署はどこ

広域化と消防署移転の関係は？

河城地区の要望

道路整備が遅れているため、消防署が現在より遠くに設置されると深刻。更なる高齢化を考えたとき、救急車両の到着時間の遅れは命にかかわる重大事。設置場所は、消防署が管轄する地域の中心部近くで、道路事情等熟慮のうえ決定を

消防長：

消防救急と消防指令業務の広域化につきましては、ここにご質問が1番から3番までありますが、3番は要望と言うことですので、1番、2番を重点にお答えさせていただきます。消防救急と消防指令業務の広域化につきましては、先ほど市長から説明がありましたとおり、枠組みによりまして、広域化並びに共同運用をすることで協議に入ったところです。消防救急が広域化されますと、菊川市、掛川市、御前崎市で1つの消防本部となります。これから協議に入りますが、3市のうちのいずれかの市に消防本部が置かれ、3市の消防署は、本署・支署ということではなく、現在と同様に消防署としての役割を担います。

次に、広域化と消防署移転の関係についてですが、国、県の消防救急広域化の方針が示されたことにより、広域化と消防庁舎建設が一連の事として協議されています。消防庁舎建設の計画は、施設の老朽化、耐震化の必要性など、市民の安全・安心を図る上で早急に対応しなければならない課題として早くから検討されてきた経緯があります。消防広域化に伴い、自治体の境を超えた消防救急活動なども協議していくこととなりますが、消防庁舎の建設は、市の施策として責任を持って果たしていかななくてはならないと考えています。消防署の移転に伴う様々な課題につきましては、整備事業検討委員会を組織して、消防や救急体制と併せて検討していただいておりますので、よろしくお願いたします。

補足として申し上げますと、今週の月曜日に消防本部整備検討委員会が開催されました。委員会の中では、消防庁舎の建設を早期に進めるということで、庁舎の建設位置としては第1候補として三沢地区、第2候補として宮の西地区とする

ことで検討されたところでございます。検討委員会の中で日常の救急体制、消防広域化、道路施設の整備、消防と防災との連携など委員の中からもいろいろご質問がありました。そういう中にも消防団の訓練場所の必要性、災害時の防災体制、敷地など多くの課題が出されたわけでございます。これにつきましても委員の皆様にご慎重に検討していただいたところでございます。そのような中で消防庁舎の建設については、市の計画としても重要な内容でございますので、この内容を審議会で報告させていただき、市として判断させていただきたいと考えておりますので、場所としてはまだ決まっております。委員会の内容を審議会に報告させていただき、市として判断させていただき進めたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。今後、消防庁舎建設の進捗状況については、市の広報紙・ホームページなどを通じて市民にお知らせして参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

連合自治会長:

私が質問させていただいたんですけれども、この質問の仕方かなり柔らかく表現させてもらってます。多少検討委員会からお話聞かせていただいていたのも事実でございます。三沢という残土処理場跡地へ宮の西から方向が変わっていますよというのを、そこをどういう風に市が説明してくれるのかなと、どういう経緯で宮の西から三沢の残土処理場に移ったのか。実は8月の河城地区連合自治会で、南にかなりと遠くなると。現在の消防署から宮の西までが南へ3km、さらに三沢まで行くと2km追加で5km南へ行ってしまうと。本当に三沢が菊川市の中心部なのかというところから始まって、延々とディスカッションしたわけでございます。そこら辺がまだまだ不安で、もし三沢地区に行ってしまったら河城地区としては不安な部分がございます。そこら辺を先日いろいろお話が出ましたが、自治会長の集まりだったので、それが住民の皆さんにどこまで下りているか、どういう状況か、今日皆さんから質問をしていただいて、もう少しじっくり検討していただきたいし、まだまだ忌憚のない意見・質問をこの機会に皆さんに申し上げます。

和田 男性:

最初宮の西に候補地として決まったのは合併前でしょうか、合併されてから菊川小笠を考えたの上の候補地だったのか。今の消防長の話ですと、まだ宮の西が消えたわけでは無いということですので、三沢に行ってしまうと5km南へ行くとすれば、人間生命は救急車の6分か7分で助かるか助からないかのギリギリの線ということで、それだけ救急車の到着が10分、15分遅くなるということは、私たち河城地区としてはとても不安ですので、その辺を取り除いてくれるような考えがあれば教えていただきたいです。

消防長:

宮の西がいつ購入されたのかでございますが、小笠地区消防組合の当時でございます。旧の4町（菊川・小笠・大東・大須賀）で当時組合消防を運営していたときに中期整備計画を作成した。平成17年に消防の本庁舎を計画していた経緯があります。用地は、組合当時の管轄内に、旧菊川町に1箇所、旧大東・大須賀の町境に1箇所の1本署・1分署体制とする整備計画があった。そういうなかで平成16年に旧大須賀町に南分署が建設されました。旧菊川町の予定地は宮の西を選定したなかで、平成16年に建設用地として取得した経緯がございます。しかし、その後、平成17年に合併があり、菊川市として単独消防体制となった。そのときに消防の防災拠点として、早期に消防庁舎を建設するために、平成17年に消防本部整備事業検討委員会を立ち上げて、組合時に取得した宮の西とインター前市有地アエル駐車場等を比較検討し、検討委員会の中で宮の西を第1候補地としてきた経緯がある。その後、三沢地区の関係につきましては、平成21年ですが、検討委員会の中で、宮の西地区の用地で消防庁舎の敷地としてどうだろうか、充足とか周囲の環境とか、今後の防災体制を考えた中で、委員から意見をいただいた中で、掛川浜岡線場バイパス工事の残土処分場が市有地であること、面積的に十分な広さがあること、バイパスに直結した土地であること、将来にわたって有効に活用できるとか、候補地として検討する経緯である。検討委員会で宮の西と三沢地区の様々な観点で検討していただき現在に至っている。先ほど申したとおり、8月16日に整備検討委員会が開かれました。

それから今、消防署の体制は1本部1署体制ですが、皆さん現在菊川市に小笠支所に分遣所があることは知っていましたか。どのくらい知っていたかを聞いてみたかったですから…。

（「質問に答えればいいよ」という声あり）

すいません。そのなかで、これから1本部1署体制を目指している。現在分遣所には4名の勤務、本署が11名です。救急救命士が11名、うち本署に8名、分遣所には各1名を配置しています。もし分遣所で救急出動してしまうと火災出動をする体制が取れません。本署で火災があった場合には、分遣所から消防車とかの緊急車輛の応援を受け、全力投球することになります。消防力が今分散しておりますが、これを強化するため1署体制にするものでございます。1署体制となれば、現場到着時間に幾分か遅れが生じる地域もあると思いますが、その代わりに、同時に2隊出動が可能になり、災害対応が容易になることや職員の専任化、技術能力の向上、住民サービスの向上が図れると考えています。こうしたことは非常に重要なことであると、委員の皆さんからもお話しをいただいている。この辺については、議会の方にも、こういう課題がありましたということを報告・お願いをしていきたいと考えております。

消防企画課長:

宮の西を用地として取得したのは、合併前の旧菊川町・小笠町時代でありますことをご理解いただきたいと思います。合併が平成17年に行われまして、そのあとに新しい菊川市としての消防庁舎の建設につきまして、検討委員会を発足させていただきまして、検討を重ねていただいたという経緯でございます。それで現在に至っておりますということですのでよろしくお願いいたします。

東富田 男性:

宮の西を取得したのは、16、17年時分とうことですが、それが急にバイパスの残土でもう少し南に、広域に広いところの候補地ができて、そこに何もかもまとめて、話によるとヘリポートもできるし、全部をそこにもっていくと。そういうことはこれからの消防の広域化に対しては良いことかもしれませんが、三沢は菊川の大分南になり、例えば東富田、西富田、上倉沢、公文名、こういう北部の山間地は、今の所より5Km南だと相当距離がある。そうすると緊急時に救急車が遅れたりする。話によると一箇所に全部まとめるという話ですが、消防は向こうの方に持っていっても、最低でも今のところに救急だけは残して、菊川全体の中心に置いてもらいたい。医療の面からしてもいいと思いますけれど、とにかく検討してもらいたいと思います。

消防企画課長:

今のお話の中で、現在は一署一分署体制ということで先程消防長がご説明した通りでございますが、その中で将来的に形態が今の消防署員の人数といったものを、これからの救急活動、消防活動がこのまま維持していけるかということがあります。当初の目的であります建物の建設と合せまして、今後の菊川市の救急体制・消防体制を如何に充実させていくかということを考えて時に、消防力の強化というのを先ず考えなくてははいけません。消防力の強化いたしましては、当然出動隊を増やしたいという主な形になります。今の一署一分署体制となりますと、出動力が分散して万が一の緊急の際には対応が滞ってしまうというケースがございます。そういったものを今後一署体制にすることで、消防力を強化しまして、二次的な救急応援体制等に対しても、対応できる消防力の強化を図りたいということで現在進めているところでございます。

地区連合自治会長:

今時間がもう、ということで切り上げられかかっていしまっているんですけど、この問題まだまだ議論が不足しているんじゃないかと感じているんですよ。というのは、正直言って自治会の役員をしている私どもですら、あまりそこまで宮の

西から三沢の方まで、どんどん話は進んでいるようなこともほぼ最近ですよ。先程の消防長さんの話でいくと、これは議決が必要だというお話でしたね、宮の西から三沢に行くにあたって。そうするとこれからの進め方として、9月の定例会辺りで、議案として俎上に上がって議決してしまえばすんなりそのまま行ってしまうよと、こう言うお考えで進めようとしているんですかね。それが1点。私自身まだまだ質問したいこともたくさんありますし、手を挙げかけている人も大勢いると思うんですけれども、河城地区として是非もう一度この問題に絞って今までの経緯等々ですね、もう少し詳細な説明会をこの地区センターまたは自治会を通して皆さんにご参集いただくように計画したいと思います。これ議決されてから集まったって何にもなりませんので、是非議決の前にそういうことを市として考えてくださるかどうか、一度はっきりしておいて次の問題へ行っていただきたいと思います。

消防企画課長:

先程の議会の関係でございますが、議会の議決と言うことではございませんで、議会に検討委員会で検討された内容につきまして、一度ご報告をさせていただくなかで、議会としてどういう方向が一番いいのではないかとのご判断をいただく部分もございますし、先程も解答させていただきまし通り、消防庁舎は安全・安心を守るために市が責任を持って建設していかなくてはならない建物でございます。こういったこともございますので、最終的には市の方で判断させていただくなかで、作っていきたい。そういうわけで議決と言うことではなくて、議会にご報告させていただきたいと考えております。

地区連合自治会長

でも最終的には議決が必要なんでしょこれ。市長どうですか。

市長

今日の話が大分飛躍してしまっているものですから、1回整理をさせていただきますと、まず庁内に幹事会というのがございまして、建設も建設委員会という自治会長や消防の方とか警察の方とか色々入りまして、今まで5年間かけて検討してまいりました。明日議員さんが皆集まったところで、今こういう風な状況ですよとお話しますので、まだ議決をすとかしないとかそういう話ではなくて。議決というのは建設をするときに、どこの場所を議決と言うことですか。場所を議決ということは議会の中ではございません。議会の中で協議をしていただいて、当然議会は市民の代表の皆さんですから、議会の中でも充分揉んでいただいて、検討していただくということになりますので、第1候補、第2候補決まったから、これで決まったよといくことではございませんので、その点は誤解が無いようお願いをしたいと思います。第1候補、第2候補というものを、これから議会にお諮りするという段階

です。

企画政策課長:

次のご意見として、河城地区の説明会という話ですけれども、すいません一度持ち帰らせていただいて、中で相談させてください。今この場で即答することは出来かねるものですからすいません。その点はお許しいただければと思っております。

地区連合自治会長

できる範囲で開催していただけるよう、お願いいたします。

企画政策課長:

消防に関しましては、まだまだご意見・ご質問等があるかと思いますが、救急ということでご不満があるということで要望にも載っておりますので、併せて持ち帰らせていただきたいと思います。

時間のことばかり言って申し訳ありませんが、11問の質問をいただいておりますので、そちらの質問をいただいた自治会の方もいらっしゃいますので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。

それでは2点目の「歩道の整備が必要ではないか」というご質問でございます。建設経済部長からお答えさせていただきます。

建設経済部長:

市道や県道における歩道整備につきましては、歩行者や自転車による通勤・通学を行っている市民の皆様の安全・安心の確保が第一と考えておりますので、通学路や交通量の多い路線を優先的に選択し、道路環境整備を進めているところであります。従いまして、市民の皆様の健康指向によって、夜間や早朝に歩道を利用して健康づくりを行っている状況は理解しておりますが、歩道が整備されるまでの間は、恐縮ですが、比較的交通量が少ない安全なコースを選択し、健康管理に努めていただきたいと思います。

吉沢自治会長

お話しはわかりました。実際問題として、安全なところだけを選んでウォーキングは難しい。モデル的な場所を選んで、歩道を作って実現に向けて努力してほしい。

建設経済部長:

ありがとうございました。菊川にお住まいの方にとって、歩道があって道路であるという認識があります。小笠には歩道がついている道路が少ない。50年の歴史の中で政策的な違いがある。菊川地域も小笠地域も、まだまだ歩道整備が必要な箇所

は多い。歩行者・自転車で通勤している方の皆さまの安全を確保する必要がある場所が多くあります。ウォーキング道や自転車専用道をどんどん造っていただければいいのですが、今の段階では、歩道設置で対応していくことになるかと思えます。いただいたご要望はしっかり受け止めていきたい。

企画政策課長：

続きまして3点目、農業振興について。これはジャンボタニシの拡大防止策に関するものですが、引き続き、建設経済部長からお答えします。

建設経済部長：

ジャンボタニシ（スクミリングカイ）は、南米が生息地ですが、アジアには広く分布が確認されている巻貝であります。1980年代に食用目的に業者が国内に持ち込み、販売不振により放棄され、これが各地に広がったといわれています。

菊川市においては、20年ほど前から、確認がされるようになりました。現在市では、緊急雇用対策事業により、2名の雇用を行い、現地の貝・卵の駆除や分布調査を4月中旬より行っています。駆除は、用水路、排水路を中心に対応しており、一日バケツ約4、5杯が駆除されております

発生については、小笠地区が多く、菊川地区は友田地区・西方地区等で確認がされております。菊川地区は発生がまだ少ないため、卵や貝の駆除を地域で行うことにより、かなり減らすことができると思われます。公共用地である用配水路では、行政が貝や卵を駆除していますが、民地の田んぼの中におきましては、地域の皆さままで対応をお願いしているところです。地域住民が一丸となって一斉に行うことにより駆除効果が高くなります。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

企画政策課長：

続きまして、福祉推進について、「河城地区北部には介護施設がないので、将来、地元の人たちも安心して利用できる自然豊かな地に、デイサービスやグループホームなどを、市として建設又は誘致する考えはないでしょうか。」ということでございます。市民生活部参事よりお答えいたします。

市民生活部参事：

デイサービス事業の施設は、現在市内に11施設（定員330人/1日）、グループホームは市内に1施設（9人1ユニット2カ所）が設置されており、いずれも民間事業所が設置運営をしています。

これらの介護施設については、3年毎に策定する介護保険計画において、その需要見込みを立てており、平成23年度までの計画ではデイサービスについては需要を満たしていると分析していますので、新たな施設を設置する計画はありません。な

お、グループホームについては、ある程度の需要が見込まれるため、今年度の末に新たに1施設が民間事業所により整備される計画となっております。

また、これらの介護施設につきましては、すべて民間の事業所が設置し運営しており、新たな施設を市が建設することは考えておりません。

なお、民間の事業者が市内への参入を希望した場合は、「第4期介護保険事業計画(H21～23)」に基づき審査のうえ、事業所開設の可否を判断することになります。

この場合においても、事業者が計画を市に持ち込む場合には、すでに開設する場所等の計画が出来上がった段階で話しを持ってきますので、市が特定の地区に設置する旨の条件を附すことは難しいと考えます。よろしくご理解をお願いいたします。

企画政策課長:

質問の5番目、消防団員の確保の質問について、消防長からお答えします。

消防長:

消防団員の確保については、菊川市としても広報活動や事業所、各地域などへ協力をお願いしているところですが、ここ数年、消防団員数は減少傾向にあります。

また、消防団員の勧誘状況については、各地区の団員が対象年齢のいるお宅を訪問し勧誘を行っていますが、団員のみでは理解が難しい面も見られ、ご意見のように自治会からの協力は必要不可欠なことと考えます。

ご意見にあります自治会としての具体的な方法としましては、地域によっては、自治会役員等が消防団員と一緒に入団対象者のお宅に訪問し、勧誘に協力していただいているところや、自治会などで入団の対象となる方を集めて、自治会役員と消防団員が合同で説明会を行う機会を設けるというような事を行っているところがあると聞いています。

今後も消防本部としましても、自治会との協力体制の中で進めていくことが最善策かと思っておりますので、具体的な方法などについて、消防団や自治会ともご相談しながら進めていければと考えております。

企画政策課長:

質問の6番目、防犯のまちづくりについて、総務企画部長からお答えします。

総務企画部長:

本市におきましては、「菊川市防犯まちづくり条例」を制定して対応しております。また、本年は、和田自治会の協力をいただいて、事業を実施しているところです。ご質問にあります「組織の名称を改める」ことや「スクールガードの活動を防犯活動の中に位置づけている」ということは全く問題ありませんので、既存の事業をうまく活用した中で事業実施をお願いしたいと考えております。犯罪のないまちづく

りに、ぜひご協力をお願いいたします。

企画政策課長:

続きまして、救急車の不適正な利用について、消防本部からお答えします。

消防長:

限られた救急車、市に3台あるわけですが、本当に救急車が必要な方が利用できるよう、引き続き、広報活動を行ってまいります。119番で通報のある救急はすべて出動しておりますが、ご質問の軽傷者の346件についても様々な事例があり、交通事故のように、現場に着いて比較的軽傷であったという事例や、頭痛などの急病でも本人や家族の判断が難しい状況が考えられます。

今後は、極端なタクシー代わりと思われる不適正な事例等を紹介して、広報紙や救急講習会などで適正利用していただくようお願いしてまいります。現在も救急車のボディに「救急車の適正利用をしましょう」というシートを貼ってお願いしております。

企画政策課長:

救急車の適正利用につきましては、「広報きくがわ8月号」に詳しく載っておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

それでは次に、質問の8番、買取り品の回収について、市民生活部からお答えします。

市民生活部長:

市民の皆様には、日頃から環境行政にご協力をいただきありがとうございます。

ご質問のありました空き地を利用した買い取り回収についてお答えをさせていただきます。

まず、市に対して許可申請を出しているのかということですが、買い取りの場合は、皆さんが持ち込んだ物は有価物(経済上の価値のあるもの)となり、廃棄物(不用物)として扱われないため、廃棄物の許可は必要ありません。

つぎに、業者の処理方法の把握についてですが、回収されたものは有価物(経済上の価値のある物)ですので、法律上で処理方法の把握は必要とされていませんが、回収場所に向いて回収の状況や持込み先などは聞き取りをしています。

最後に、業者に対し指導出来る範囲ですが、こちらにつきましても、法律上では指導できることはありません。しかしながら、生活環境の保全という観点から、回収場所の状況を確認するとともに、周囲に回収物が飛散しないようにとか、回収終了後回収物を残さないようにということの指導をしていくこととなります。

なお、不用物につきましては、「菊川市のごみの出し方」にしたがって、出して

いただければ、安心・安全で適正な処理ができますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

企画政策課長:

続きまして、和田公園の活性化、整備について、建設経済部長からお答えします。

建設経済部長:

和田公園について「設備等の整備を含め、見直しをし、明るい公園にして欲しい」というご質問に対してお答えいたします。

ご質問の和田公園は、都市公園29箇所の内の1つでありまして、市民の皆様の憩いの場として整備され、平成4年からご利用していただいております。18年を経過した現在、施設の老朽化や経年変化によって、野球場のベンチの庇(ひさし)、遊具、つる棚等が破損しているため、安全上、一部の施設を使用禁止とし、市民の皆様にご不便をお掛けしております。また、和田公園以外の公園におきましても、和田公園と同様に老朽化や破損しているものが見受けられますので、安全上、一部の施設を使用禁止とし、皆様にご不便をお掛けしており大変申し訳なく思っております。

こう云った状況でありますので、本年度、市内54の公園施設の実態調査を行っているところでありまして、調査結果を踏まえ、公園施設の維持管理方法の検討や修繕、撤去など、順次対応することとしております。

和田公園につきましても、施設の状態や利用状況を把握した後、利用者の皆様にとって必要とされる施設の再整備や修繕、撤去等、必要とされる施設から順次工事を施工し、明るく使いやすい公園となるように努めて参りたいと考えております。

企画政策課長:

つづきまして、10番目の質問事項であります「菊川東中学校の通学路の安全」ということで、八穂神社の辺りが暗くて危険だというご意見でございます。教育文化部長からお答えします。

教育文化部長:

質問をいただいた後、教育長と私、担当課長、校長先生と現地を確認してまいりました。東中学校では、この場所に限らず、下校時の注意事項として、複数での登下校・下校時刻を守る・寄り道をしないこと等を指導しています。

八穂神社脇の市道については、以前より生徒が通学時に使用していますが、ご指摘のとおり道路幅員が狭小な上、木が生い茂り暗く人目につきにくい道路であるため、学校としても特に注意するよう指導をしているところであります。今後も生徒の指導を徹底してまいりますが、PTA・地域の皆さまともご協力いただく中で、子どもたちが安全に登下校できますよう検討してまいります。

企画政策課長:

つづきまして、「市内北部の道路整備の遅れについて」、「JR菊川駅から空港までのシャトルバスの運行について」ということでご質問いただいております。

併せまして、建設経済部長からお答えします。

建設経済部長:

北部地域の道路整備につきまして、現在の状況を申し上げますと、市道公文名富田線が西方沢田地先から西富田落合商店までの区間を完成することができました。これも地域の皆様の御協力によるものと感謝いたします。

引き続き、公文名富田線西富田公会堂から七富神社の区間と東富田線の七富神社から吉沢JRアンダーに掛けての区間の改良を検討しておりますが、厳しい財政状況もあり、改良時期について明確にお伝えできる状況にありませんが、今後におきましても交通量など道路利用の実態を踏まえ、安全確保を第一とする危険箇所の整備を優先し、事業化を図りたいと考えております。今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

それから、富士山静岡空港へのシャトルバスの運行についてのご質問にお答えいたします。

富士山静岡空港につきましては、昨年の開港から1年間で約63万人の利用者がありました、市民のみなさまも多くの方にご利用いただいたものと思っております。さて、空港へのシャトルバスの運行ですが、最初の段階では掛川駅からの直行便だったものを、菊川駅に回っていただくようお願いをし、路線を決定していただきまして、市内と空港を結ぶ二次交通として重要なものとなっています。

しかし、その運行では航空会社の変更や空港の利用促進のため度重なるダイヤ改正を繰り返してきました。開港当時2往復であったものが、8往復、5往復を経て、現在は4往復となっています。このように、航空機に合わせた時間設定、空港利用客の利便性の確保など空港の利活用に特化したバス運行ということから、通常の路線バスのような運行にはなじまないものと伺っております。

菊川市として地域のみなさんの交通の足としては、コミュニティバスを運行していますので、現在ある制度を有効に活用していただいて、その利用促進をお願いしたいと思っております。

会場からのご意見・ご質問

倉沢:男性

倉沢では以前、国道 473 号線バイパスの建設に係る残土を県からの要請で受け入れたわけです。以前に市にもお願いに行ったが、市は「介護施設は飽和状態である」とのことだったので、県議にお願いをした。介護施設は中心部にばかりあって、北部地域には全くないため、1箇所お願いをしたいと思うがどうか。

市民生活部参事:

市が直接施設を作って運営することは考えていない。民間でできることは民間でやっていただくことが基本的な考え方である。民間事業者が介護保険事業計画の中で参入できる介護施設があるかを判断して、市に相談を持ってくるが、その段階では「この場所に、こういった施設を作りたい」という具体的な計画の中で相談がされる。「どこでもいいから」と言ってくれば、河城地区を紹介することはできると思います。そういう状態で民間事業者が相談に来れば、ご期待に沿えることもできるかもしれません。

地区不明:男性

埋め立てする前は田んぼだったのか？埋め立てを進めたのは誰か？また、埋め立て費用は個人が負担したのか？説明してほしい。

倉沢:男性

今の質問ですが、その奥に大規模なパイロット事業ができて、その下に田んぼがあって、水が入らないため荒れてしまったため、私が平成 16 年に自治会をやっているときに、県から「473 バイパスの残土を入れる場所がないか」と話があったため、田んぼの持ち主の方に話をして始めたことです。それから地権者にもご賛同していただいて、できれば介護施設でもお願いしたらどうかという話しを皆さんにお諮りしたら、それなら協力しましょうということで、地権者にもご賛同を得ています。

地区不明:男性

進めたのはどなたですか？

倉沢:男性

私です。土は 473 号バイパスの残土であって、地下水の配水の方は、全部県がやってくれました。

市民生活部参事:

田んぼを埋め立てたということは、農地法で農地転用の手続きが必要となるし、青地であれば白地にするのに時間が掛かると思われます。また、そうした土地を市役所が事業者売り込むことは難しいと思います。ただし、お宅様が個人的に事業

者にお話しを持っていくことは可能ではないかと思われま

閉会 (21:26)